

# 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）

2022年6月

環境省 環境計画課、環境影響評価課、地球温暖化対策課

（抜粋版）



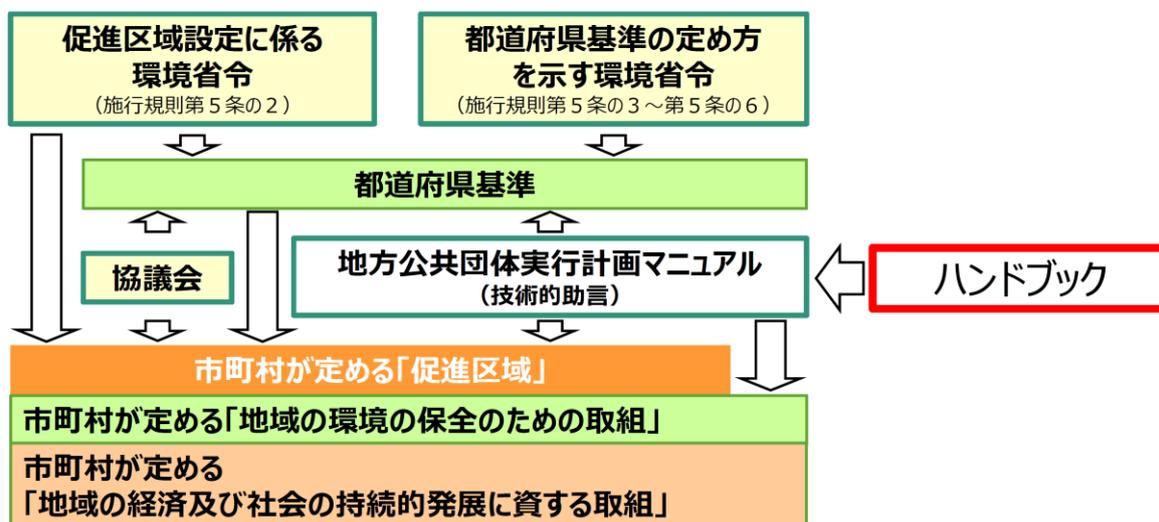
## ハンドブックの目的①

- ・ 2020年10月、我が国は、**2050年カーボンニュートラル**、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。その後、2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、**2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減**し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨を公表しました。
- ・ 2022年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（温対法）では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度**を導入しました。
- ・ 本ハンドブックでは、地域脱炭素化促進事業について解説する「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を踏まえ、促進区域等を定める際の**より具体的な解説や事例、実務的な手順の例**を示します。

1

## ハンドブックの目的②

- ・ 本ハンドブックでは、温対法で定められた地域脱炭素化促進事業に係る法令やマニュアルを踏まえ、促進区域等を定める際の**より具体的な解説や事例、実務的な手順の例**を示しています。



2

# 1. 地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・概要 - 地域脱炭素化促進事業制度の構成



- ・ 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定は、再生エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。
- ・ 本ハンドブックでは「都道府県基準」、「促進区域」、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の検討する際の参考情報を紹介します。

1. 国の環境保全に係る基準の設定 (促進区域設定に係る環境省令)		その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		・ 協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組		
5. 地域脱炭素化促進事業の認定	市町村	地域の環境の保全のための取組	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	・ 協議会等での協議 ・ ワンストップ化特例 ・ アセス配慮書省略

⇒マニュアルp.43 地域脱炭素化促進事業の認定までの作業フロー 8

## 2.1.1/2.2.1 都道府県基準とは - 国の基準（促進区域設定に係る環境省令）



- ・ 都道府県は、**促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）**を定めることができます。
- ・ 都道府県基準は、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき**国の基準（促進区域設定に係る環境省令）**に則して定めます。

### 国の基準

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園（左表①以外）	自然公園法
自然環境保全地域			生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域（①）	自然公園法		砂防指定地	砂防法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		地すべり防止区域	地滑防止法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域/促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

⇒マニュアルp.56~61 促進区域設定に係る環境省令 13

## 2.1.1/2.2.1 都道府県基準とは - 環境配慮事項



・都道府県基準は、施設の種類ごとの「**環境配慮事項**」を検討し定めます。

太陽光発電		風力発電	
環境配慮事項の区分	環境配慮事項	環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響		重要な地形及び地質への影響
	重要な地形及び地質への影響		土地の安定性への影響
	土地の安定性への影響		風車の影による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	反射光による影響	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響		動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種および重要な群落への影響		地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	地域を特徴づける生態系への影響	人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響		主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項
	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項		

⇒マニュアルp.35~37 施設種類ごとの環境配慮事項 14

## 2.1.1/2.2.1 都道府県基準とは - 環境の保全に配慮するための情報



・都道府県基準は、環境配慮事項の区分毎に**環境の保全に配慮するための情報**に基づいて定められます。

### 環境の保全に配慮するための情報

環境配慮事項の区分	環境の保全に配慮するための情報
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影に関しては、住居がまもって存在している地域の状況及び学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類の状況
	水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温に関しては、水道原水取水地点等の状況
	温泉に関しては、温泉の状況
	重要な地形及び地質に関しては、地形及び地質の状況 土地の安定性に関しては、土地の形状が保持される性質の状況
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	国又は地方公共団体の調査により確認された、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まもって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関しては、眺望の状況及び景観資源の分布状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関しては、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況

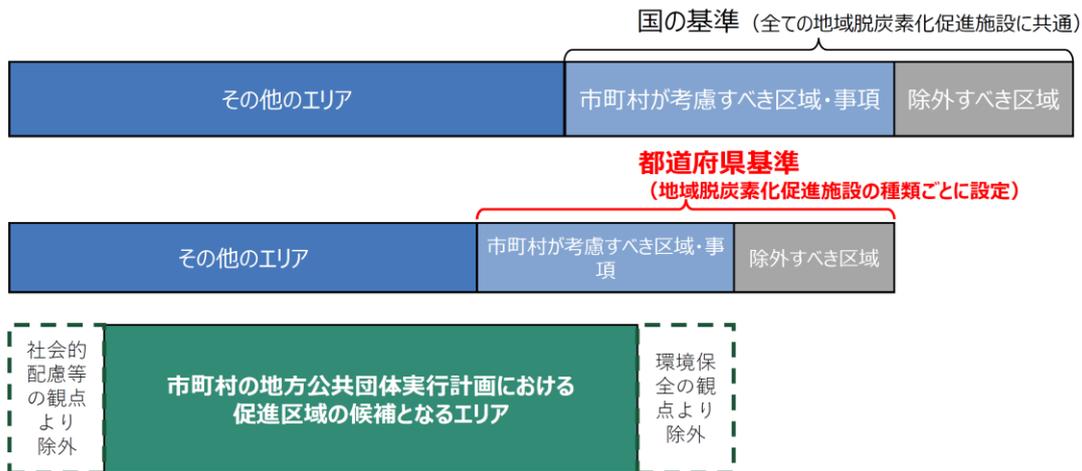
⇒マニュアルp.38, 39 都道府県基準を定める手法及び当該基準の整理の方法 15

## 2.1.1/2.2.1 都道府県基準とは - 都道府県基準の区域と提示方法



・ 収集した情報に基づいて、都道府県基準では以下を整理して示します。

- ・ **促進区域に含めることが適切でないと都道府県が判断する区域（除外すべき区域）**
- ・ **促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項（市町村が考慮すべき区域・事項）**
- ・ **考慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方等**



⇒マニュアルp.28 区域と提示方法 16

## 2.1.2 都道府県基準の具体例 - 促進区域に含めない区域（対象：大規模太陽光発電施設）



・ A県における都道府県基準のイメージ（大規模太陽光発電施設を対象）は以下のとおりです。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・ A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・ A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・ 砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険地区 ・ 地すべり防止区域 ・ △△保安林 ・ □□保安林	・ 砂防法 ・ 急傾斜地法 ・ 地すべり等防止法 ・ 森林法 ・ 森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 生息地等保護区 ・ A県の希少種保護条例に定める区域	・ 種の保存法 ・ A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ ラムサール条約湿地 ・ 国指定鳥獣保護区 ・ A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・ 生息地等保護区 ・ A県の希少種保護条例に定める区域	・ ラムサール条約 ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣保護管理法 ・ 種の保存法 ・ A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・ 世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・ A県自然環境保全地域	・ 世界遺産条約 ・ 自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 国立/国定公園区域 ・ A県立自然公園の特別地域 ・ 風致地区	・ 自然公園法 ・ 自然公園法、A県条例 ・ 都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	・ 土砂災害特別警戒区域	・ 土砂災害防止法

⇒マニュアルp.31~34 都道府県が大規模な太陽光発電を対象として定める基準のイメージ 17

## 2.1.2 都道府県基準の具体例

### - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模太陽光発電施設）①

・A県における都道府県基準のイメージ（大規模太陽光発電施設を対象）は以下のとおりです。  
（次ページに続く）

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 （促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	・ 保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況★	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★
水の濁りによる影響	・ 取水施設の状況	・ EADAS ・ A県県民生活課WEBサイト	・ 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	・ 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報	・ A県自然保護課WEBサイト	（促進区域に当該区域を含む場合） ・ 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	・ 保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況★	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	・ 植生自然度の高い地域 ・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木林 ・ 環境省レッドリスト ・ A県レッドリスト	・ EADAS ・ EADAS ・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A県自然保護課に聴取	・ 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。 ・ 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。

★：住宅1軒1軒では無く、住宅がまとまって存在している地域の状況を把握して、適正な配慮のための考え方を設定することを想定。

⇒マニュアルp. 31～34 都道府県が大規模な太陽光発電を対象として定める基準のイメージ 18

## 2.2.2 都道府県基準の具体例

### - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模風力発電施設）①

・A県における都道府県基準のイメージ（大規模風力発電施設を対象）は以下のとおりです。

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 （促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	・ 保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況★	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ 風力発電設備の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔を一定程度確保すること。★
重要な地形及び 地質への影響	・ 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報	・ A県自然保護課WEBサイト	（促進区域に当該区域を含む場合） ・ 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
風車の影による 生活環境への影響	・ 保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況★	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ 風車の影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	・ 植生自然度の高い地域 ・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木林 ・ 環境省レッドリスト ・ A県レッドリスト	・ EADAS ・ EADAS ・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A県自然保護課に聴取	・ 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。 ・ 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	・ A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域） ・ 環境省レッドリスト ・ A県レッドリスト ・ 風力発電に係るセンシティブマップ	・ EADAS ・ A県ハンターマップ ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A県自然保護課に聴取 ・ EADAS	（促進区域に当該区域を含む場合） ・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 ・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。 ・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。

★：住宅1軒1軒では無く、住宅がまとまって存在している地域の状況を把握して、適正な配慮のための考え方を設定することを想定。

## 2.2.2 都道府県基準の具体例

### - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模風力発電施設）②



・A県における都道府県基準のイメージ（大規模風力発電施設を対象）は以下のとおりです。

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置 づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
地域を特徴づける 生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生の対象となる区域</li> <li>重要里地里山</li> <li>重要湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所WEBページ</li> <li>自然再生協議会に聴取</li> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たって、必要な措置※を講ずること。</li> <li>※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講ずること。</li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観 への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点</li> <li>長距離自然歩道</li> <li>世界遺産における眺望点</li> <li>A県立自然公園区域の普通地域</li> <li>風致保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所に聴取</li> <li>A県自然保護課に聴取</li> <li>A県文化財保護課に聴取</li> <li>EADAS</li> <li>A県自然保護課WEBページ</li> <li>A県森林GIS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講ずること。</li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道、世界遺産からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> <li>(促進区域に当該区域を含む場合)</li> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した風力発電機設備の色彩とすること。</li> <li>事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。</li> <li>(促進区域に当該歩道や区域を含む場合)</li> <li>当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>長距離自然歩道</li> <li>保健保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県自然保護課WEBページ</li> <li>A県森林GIS</li> </ul>	

## 2.2.2 都道府県基準の具体例

### - 特例事項と適用除外（対象：風力発電施設）①



・都道府県基準では、規模や設置形態、場所などを勘案して検討し、**特例事項**と**適用除外**とするものが定められます。

対象施設の特性を踏まえて定める都道府県基準のイメージ図（風力発電）

都道府県基準の 種類	対象施設 (規模、設置形態等)	設定事項
原則的な基準	下記の特例事項等が適用される施設 <b>以外</b> の <b>全ての風力発電施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域に含めない区域</li> <li>考慮対象事項、収集すべき情報、情報の収集手法</li> </ul>
都道府県の判断により定める 特例事項	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価</b> <b>手続の対象とならない規模</b> であって、 <b>都道府県が特例事項を定めると認める</b> 規模、設置の形態、場所等の風力発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区域に含めない区域や考慮対象事項等のうち<b>必要な事項</b></li> </ul>
原則的な基準及び特例事項 の適用除外	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価</b> <b>手続の対象とならない規模</b> であって、 <b>都道府県が考慮対象外事項を定めると認める</b> 規模、設置の形態、場所等の風力発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>国の基準が都道府県基準</b>として設定される</li> </ul>